日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2012. 10 25

No.12-069

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

控訴理由書トピックシリーズ（その 7）

■ 控訴審（第 2 審）では控訴した原告は「控訴人」会社は「被控訴人」と表記

「知識や経験の多寡（たか）が年齢と相関関係にあると認めるだけの根拠はない」とした原判決

原判決は、「運航乗務員はその年齢にかかわらず航空法令に基づき設定された一定の基準を充足することによって初めてライセンス（国家資格）を受けて運航業務に従事することができるものであり、運航の安全確保に必要な知識や経験の多寡が年齢と相関関係にあると認めるだけの根拠はない」として、控訴人らの主張は「根拠の乏しい」主張として排斥した。

・・・原判決は、運航乗務員が経験・キャリアの積み重ねを要する業務であること、ベテラン運航乗務員が安全運航の要として役割を果たしていること、被控訴人では重大な不安全運航が生じていること、など全く着目することがなかった。これらは控訴審において審理を尽くす必要のある重要な論点である。

「相関関係にあること」は会社も争っていない事実

とりわけ高度な知識や経験が必要な業務において、「必要な知識や経験の多寡が年齢と相関関係にある」ことはむしろ社会通念であり、経験則である。原判決は経験則の採用について誤認をするものである。かつ両者が相関関係にあることは被控訴人も争っていない。プロのパイロットと航空会社というプロ同士で争いのない事実について、航空

の素人である裁判所が、その事実を「認めるだけの根拠はない」と判示することは、弁論主義違反であるし、おこがましくもある

「一定の基準を充足しなければライセンスを受けられない」が会社の反論

被控訴人は、ベテラン運航乗務員が運航の安全に対して果たしてきた役割について争わなかった。被控訴人の反論は、「若年者であれ高年齢者であれ、航空法令に基づき設定された一定の基準を充足しなければ、ライセンス（国家資格）を受けて運航業務に従事することはできない」つまりライセンスを受けている以上は、若年者であっても安全運航を確保できる基準を満たしているので問題ないと反論したのである。原判決の独善的立場は明白である。

「経験・キャリアの積み重ね」はライセンス取得後に大きな意味がある

年齢基準による本件解雇と運航の安全との係わりはライセンス取得後に大きな意味がある。

機長、副操縦士のいずれも、ライセンスを取ったからといって直に機長、副操縦士として乗務できる訳ではない。例えば、機長について言えば、機長としてのランセンス取得後に、数年に及ぶ厳しい路線訓練を受け、そして路線審査に合格しなければ機長として実際の乗務に就くことはできない。この厳しい訓練でも経験を積む。

機長に昇格しても初期段階では、厳しい気象条件が予測される運航には就くことができない等の制限が課される。この場合にはベテラン機長が代行して乗務に就くことになる。ここでも経験が必要となる。

また、機長または副操縦士として暫く乗務した後に、「慣れてきた頃が一番安全上気を付ける時期」等というアドバイスも、先輩から教わり学びながら徐々に徐々にベテラン乗務員として育っていくのである。

「経験豊富な人」という意味を持つベテラン乗務員、厳しい運航環境の中で長年安全運航を守ってきた運航乗務員は、年月を経ることによってしか生まれないのであって、運航の安全確保に必要な知識や経験の多寡は年齢と直接的な相関関係にあることは明白なのである。

「ベテランの一掃は運航の安全への脅威」について原判決は一切判断していない

原審で控訴人らはベテラン運航乗務員を一掃することは運航の安全への脅威となることを縷々主張し立証した。原判決は一切判断していない。控訴審の重要な課題である。

「ベテランの一掃」の仕上げとなった「解雇」

特別早期退職・希望退職そして本件解雇と一連のリストラ・人員削減によって、日本航空では５５歳以上の機長、４８歳以上の副操縦士が一掃された。

機長で特別早期退職に応じた者が３０６名、希望退職に応じた者が１５４名いた。こうして不本意ながら退職した４６０名の機長のうち、そのほとんどが機長経験年数１５年以上の者であった。被控訴人は経験豊かな機長ばかりを退職させてきたのである。そして本件解雇は、その経験豊かな機長で残った１８名を一掃する、仕上げとなったのである

ベテランの持つ経験・知識の伝承に大きなダメージ

「安全アドバイザリーグループ」の提言で「ベテランの社員が体に染みつかせた技量やノウハウが、その社員の退職とともに消えてしまうのは、組織としてたいへんな損失である。そのような無形の財産ともいうべきベテランの技量やノウハウを次の世代に継承していくには、職場における人間同士の日常的な生身の接触が重要である。」と・・・指摘しているのである。

本件整理解雇はそうした経験・知識の伝承について大きなダメージを加えた